

## 令和4(2022)年度運営指導の結果について

## 【認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

## ○設備に関する事項について

1	オムツの保管について、記名されたオムツがそのまま見えるように収納されていた。他の利用者への配慮もあるため、目隠しを設置すること。
2	入所者用トイレにおいて、入所者の手に届く場所に洗剤が置かれていた。誤飲・誤食の原因になるので、扉のついた棚や手の届かないところ等に保管すること。
3	冷蔵庫について、賞味期限切れの食品が保存されていた。内容をよく確認し、不必要なものがあれば廃棄すること。

## ○人員に関する事項について

1	職員の勤務形態について、引き継ぎ時間が勤務シフトの時間内に設けられておらず、時間外での対応となっていた。シフトの時間をずらすなど検討し、引き継ぎ時間を確保すること。ただし、介護保険法に定める人員基準のほかに、労働基準法等他法令についても遵守すること。
2	夜勤職員について、勤務実績表とタイムカードに一部相違があった。勤務実績を客観的に把握するために必要な書類のため、修正すること。
3	連続して夜勤をしている職員がいた。職員の心身の負担を考慮し、連続して夜勤とならないようにシフトを組むこと。
4	勤務実績表において、夜勤明けの日が休日として表記されていたが、法定休日とはならないので注意すること。また、労働基準法第35条において、4週間を通じ4日間の法定休日を設けることが必要とされているが、6月の実績表において、職員1名の4週間を通じた法定休日の数が4日間を下回っていたため、改善すること。

## ○運営・報酬に関する事項について

1	認知症対応型共同生活介護の重要事項説明書において、契約が終了となる事由に、「要介護の認定更新により契約者が自立もしくは要支援と認定された場合」との記載があったが、要支援2の認定を受けた場合にはサービスの対象となるため、「要介護の認定更新により契約者が自立もしくは要支援1と認定された場合」と修正すること。
2	重要事項説明書及び契約書において、記録の保存年限が2年間になっていた。那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則第102条に基づき、5年間に修正すること。
3	重要事項説明書及び契約書において、利用者の負担割合が1割と記載されていた。所得に応じて負担割合が変更となるため、1～3割に修正すること。
4	契約書において、栃木県からの指定を受けた施設である旨の記載があった。正しくは那須塩原市であるため、適切に修正すること。
5	報酬改定時の同意について、説明を受けて入居者が同意したことは確認できたが、説明者の記載が漏れていた。文書を適切に完結させること。
6	令和3年度の制度改正による報酬単価の変更について、利用者へ説明及び同意を得ていなかったため、早急に対応すること。
7	運営規程において、計画作成担当者の数が1名と記載されていた。実際には2名配置しているため、1名以上に修正すること。
8	運営規程の一部記録の保存年限が2年間になっていた。那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則第56条の18に基づき、5年間に修正すること。
9	運営規程中に記載されている夕食の時間と、ケア記録で確認した実際の時間に相違が見られたため、運営規程が実態に即した内容となるよう適切に対応すること。
10	感染症マニュアルについて、厚生労働省で作成されたものを使用しており、事業所独自のマニュアルが作成されていなかった。貴事業所の業務内容を踏まえて、事業所独自のマニュアルを作成すること。また、作成した際には、職員へ周知すること。
11	非常災害時のマニュアルについて、非常時にどのような体制で対応するか等、具体的な記載がなかった。非常時に適切な行動ができるよう、適宜修正すること。
12	科学的介護推進体制加算では、「必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、厚生労働省(LIFE)へ提出した利用者の心身の状況等に係る基本的な情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること」が算定要件とされているが、要件を満たすことが分かる記録が指導日当日に提示がなかった。利用者へ提供するサービスの質を常に向上させていくため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、計画、実行、評価及び改善のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めること。

13	認知症専門ケア加算Ⅰについて 当該加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合に、1日につき所定単位数を加算できるものである。厚生労働大臣が定める者とは、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者を指し、具体的には日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMIに該当する利用者を指すものであるが、貴事業所において、厚生労働大臣が定める者以外の者に対しても加算を行っていることが確認された。
----	--

## ○ケアプランに関する事項について

1	「長期目標」と「短期目標」が同じ期間になっているものがあった。目標は必ずしも同じ期間ではいけないものではないが、「長期目標」を達成するための各段階を「短期目標」とするため、目標達成に必要な期間を適切に設定するよう検討すること。
2	認知症対応型共同生活介護計画書において、利用者の同意を家族の名前で得ていた。代筆の場合であっても、利用者本人の名前で同意を得ること。

## ○他事業所の規範となる事項について

1	認知症介護基礎研修等を積極的に職員に受講させており、職員の資質向上に努めていた。
2	外部研修について、受講者が内部研修において発表する形で内容が共有されており、受講者の理解度を高めるきっかけとなっていた。
3	職員研修では、終了後に研修内容の復習を兼ねた穴埋め問題やアンケートを実施するなど、工夫が見られた。
4	事業継続計画(BCP)について、速やかに対応されていた。
5	事業継続計画(BCP)の指針策定に向けて、計画的に整備が進められていた。
6	ヒヤリハットの報告について、外国人の職員でも記入しやすいよう、施設の地図を様式に組み込む等、視覚的に分かりやすいように工夫されていた。
7	施設内で発生したヒヤリ・ハット事例について、細かく収集・分析しており、事故発生の防止に努めていた。
8	地域密着型介護老人福祉施設において、経過措置として努力義務とされている栄養管理について、速やかに栄養ケア計画の作成に取り組んでいた。また、内容も入所者の状態に合わせた計画となっていた。
9	事業所で導入した介護ソフトを活用し、ユニット内の介護職員一人一人が個々の利用者の生活記録シートへ意見を記入できるようになっており、計画作成担当者個人の意見のみならず、ユニット全体で利用者のアセスメントを実施できる体制を整えていた。
10	入居者ごとに担当者を配置し、適宜気づいたことを記録として残し、定例の会議等で共有することで、入居者の変化を全員で把握していた。
11	運営指導に際し、各種書類の準備を求めたが、分かりやすく分類され、また丁寧な説明もあり、円滑に進めることができた。